

保護者様へ

豊中市 こども未来部 子育て給付課

従来制度幼稚園の申込情報等の変更にかかる手続きについて(ご案内)

日頃は当市教育・保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

従来制度幼稚園に在園しており、令和 7 年度(2025 年度)4 月以降に新しく新 2 号認定(新 3 号認定)の取得や世帯構成などの変更を希望される場合は、下記のとおり電子申込いただきますようお願いいたします。

記

1. 申込開始日 令和 6 年(2024 年)10 月 1 日(火)から申込開始

2. 申込方法

右記の 2 次元コードをスマートフォン等で読み取っていただき、申込をお願いいたします。



○パソコンから操作される場合の URL: <https://logoform.jp/f/r9CkP>

※紙の提出は不要です。

※必要書類をすべてそろえたうえで電子申込してください。

※きょうだいで申込む場合、児童ごとに申込が必要です。

3. 施設等利用給付認定

施設等利用給付認定は、児童のクラスと下記の認定要件によって異なります。

認定区分	クラス	認定要件	無償化の範囲
新 1 号	満3歳児クラス ※1 3歳児クラス ※2～5歳児クラス	保育を必要とする事由なし	・保育料 月 25,700 円まで(代理受領)※4
新 2 号	3歳児クラス ※2～5歳児クラス	保育を必要とする事由あり	・保育料 月 25,700 円まで(代理受領)※4 ・預かり保育料(上限 11,300 円/月、上限 450 円/日)(償還払い)※5
新 3 号	満3歳児クラス ※1	保育を必要とする事由あり かつ 非課税世帯※3か生活保護世帯	・保育料 月 25,700 円まで(代理受領)※4 ・預かり保育料(上限 16,300 円/月、上限 450 円/日)(償還払い)※5

※1: 「満3歳児クラス」とは、満3歳になった後の最初の 3 月 31 日まで。

※2: 「3歳児クラス」とは、満3歳になった後の最初の 4 月 1 日以降。

※3: 非課税世帯の判定は 4 月～8 月分は前年度、9 月～3 月は当該年度分の市民税で行います。また、保護者全員が非課税世帯の場合は、同居者も判定対象になります。

※4: 「代理受領」とは、市から園に直接支払う仕組み(法定代理受領)です。

※5: 「償還払い」とは、預かり保育料を一旦保護者から園に支払っていただき、年 4 回、保護者からの請求に基づいて後から支給する仕組みです。

(無償化対象となる範囲や金額などの詳細は別紙「幼児教育・保育の無償化について」を参照ください。)

【注意事項】

預かり保育料の無償化の上限金額等、詳しくは別紙配付物「幼児教育・保育の無償化について」(A3 サイズのお知らせ)をご覧ください。預かり保育をするために必要な幼稚園教諭数や施設の広さに限りがあるため、施設により預かり保育が可能な人数は異なります。そのため新 2 号認定・新 3 号認定を受けた場合であっても、必ずしも預かり保育が利用できるとは限りません。施設に直接お問い合わせのうえ、ご確認ください。

4. 該当者のみ必要な書類【該当する場合のみ】 ※電子申込の際に書類の添付が必要です。

① 預かり保育料の無償化(新2号・新3号認定)を希望する場合

保護者全員分の就労証明書および保育を必要とする事由証明書等が必要です。

保育を必要とする事由		必要書類
就労	恒常的に月 64 時間以上の就労中の場合	就労証明書 ※自営業の場合は次のいずれかひとつを添付 ・最新年度の確定申告の控え ・税務署への開業届の写し (開業した年度に限る)
	・月 64 時間以上の就労に内定中の場合 ・すでに 64 時間未満の就労中の場合 ※認定後、3 か月の内に月 64 時間以上の就労(2 か月以上)が分かる就労証明書の提出が必要。	
	4 月 1 日に育児休業から復職予定の場合 ※3 月 31 日までに「4 月 1 日復職予定」の就労証明書を提出のうえ、4 月 1 日に復職し、復職後の「復職ずみ」の就労証明書を 4 月 5 日までに提出された場合に限り、4 月 1 日から認定。	
疾病・障害	保護者の疾病・障害により日常生活が困難または支障がある場合	保育を必要とする事由証明書 →医師の証明欄への証明
介護・看護	同居親族を常時介護または看護している場合	保育を必要とする事由証明書 →医師の証明欄への証明
就学	学校または職業訓練校に月 64 時間以上通学中の場合	保育を必要とする事由証明書 →就学による在学証明欄への証明
	4 月 1 日に就学開始予定の場合 ※3 月 31 日までに「4 月 1 日就学予定」の保育を必要とする事由証明書を提出のうえ、4 月 1 日に就学し、就学後の「就学ずみ」の証明書を 4 月 5 日までに提出された場合に限り、4 月 1 日から認定。	
妊娠 出産	分娩予定日の前後 2 か月	母子手帳(母の名前と分娩予定日が分かるページ)

② ひとり親世帯の場合

「ひとり親家庭医療証」か「児童扶養手当証書」、「児童扶養手当支給停止通知」「戸籍全部事項証明(戸籍謄本)」

※上記の書類を提出しても、前夫・前妻と同一世帯、または内縁の夫(妻)がいる場合はひとり親世帯に該当しません。

③ 生活保護世帯の場合

「生活保護受給証明書(3ヶ月以内のもの)」か「休日夜間受診票」

④ 豊中市で市民税額が確認できず、副食費免除等の判定ができない場合

副食費免除とは、食材費のうち副食費(おかず・おやつ代)が、世帯年収約 360 万円未満世帯及び、世帯年収 360 万円以上世帯の第 3 子*以降(*小学生 3 年生以下のきょうだいから数えます)は免除されます。

下記ア～ウに該当する「税額証明」を提出しても、副食費免除の対象にならないことが明らかである場合は、電子申込時に「利用者負担額決定または副食費免除可否決定にかかる申立」の入力をしてください。申立てによって免除対象外と決定し、書類の提出が不要になります。

該当事項	必要書類
ア	令和 6 年 1 月 1 日時点で豊中市に住民票はあるが、市民税未申告の方
イ	令和 6 年 1 月 2 日以降に他市から転入された保護者*または、単身赴任等で令和 6 年 1 月 1 日に豊中市以外に住民票のあった保護者*
ウ	令和 6 年 1 月 1 日時点で海外居住していて、本市に税情報がない保護者

【問合せ】 〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号(第二庁舎 3 階)

こども未来部 子育て給付課 入所入園係 TEL: TEL06-6858-2252・2253